

監査報告書

平成27年5月22日

社会福祉法人南但愛育会
理事長 田中潤様

監事

愛原まさ子印


監事

高橋隆雄印


社会福祉事業法第40条並びに社会福祉法人南但愛育会定款第11条及び監事監査実施規程に基づき、下記のとおり監査結果を報告します。

記

- 1 監査日 平成27年5月22日（金）13：00～17：00
- 2 監査の種別 決算監査
- 3 監査実施者 愛原まさ子、高橋隆雄
- 4 監査の内容 理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況に関する全般的監査
- 5 監査意見
監査の結果、別表のとおり適正と認められた。

(注)社会福祉法第59条に規定に基づき毎年度6月末までに所轄庁に提出する社会福祉法人現況報告書に、理事長あての監査報告書の写しを添付している場合は、所轄庁あての報告は省略して差し支えない。

(別表) 監事監査重点項目

事 項	監 事 意 見	
法人の組織運営状況 (規程、役員・理事会)	適正である。	
法人の組織運営状況 (人事・労務管理)	適正である。	
事業(活動)状況、施設・事業の運営管理状況	適正である。	
福祉サービスの質の向上のための取組状況	適正である。	
法 人 及 び 事 業 の 会 計 状 況	会計帳簿の状況	適正である。
	予算の編成状況	適正である。
	出納・財務の状況	適正である。
	契約状況(契約方法、入札方法)	適正である。
	資産の管理状況	適正である。
	経理区分間及び会計単位間の資金異動状況	適正である。
	決算書類の作成状況	適正である。
	法人の財務の状況等	適正である。
その他	概ね適正である。	

(注) 監事意見欄は、監事監査チェックシート等による確認結果に基づき、区分ごとに「適正である」「概ね適正である」「〇〇の処理が〇〇となっており〇〇規程〇〇条に違反しているので是正されたい」等の意見を記載する。